▼宮城県における法律・条例・要綱に基づく規制の概要

規制	
牧地境界線における基準 見気濃度10 非出口の高さ等に応じて以下の	

※悪臭防止法の規制事務と騒音・振動・悪臭などの感覚公害への対応を充実させるため、宮城県悪臭公害防止対策要綱(昭和53年4月1日施行)を整理し、令和6年4月1日より、「宮城県騒音・振動・悪臭公害対策業務技術支援事業実施要領」で市町村が所管する各業務の円滑な推進を図ることとしています。